

平成30年度第2回 市民参加制度審査会 会議録

日時 平成31年3月11日（月）

10時00分～12時00分

場所 市役所5階 第4会議室

出席者 出石 稔会長 川戸裕佑副会長 石田晴美委員

牧瀬 稔委員 安達 健委員 吉原和行委員

事務局 市民協働部 石井 聡次長

市民協働課 中川公嗣係長 北村絵理主事

【市民協働部・石井聡次長】 おはようございます。30年度第2回の市民参加制度審査会にお集まりいただきありがとうございます。事前に確認事項をお話ししたいと思います。

本日の資料は、紐とじで事前送付した審査用の調査書の一式。それから、席上配付で、本日の次第と、事務局で整理しました審査事項、どの市民参加の手法をとる予定かということを表に整理したもの。それから、皆さんにお書きいただく審査票でございます。審査票の右上のところに委員の氏名を書いていただき、お帰りのときに出していただき、それを取りまとめた形で整理するという流れにしております。

それから、お手元に閲覧用の、適宜参照していただくために条例と規則を冊子にしたものをご用意しておりますので、ご利用いただければと思います。

それから、本日のスケジュール、これも事前にお送りしているものですが、全部で15件ございます。そのうち最後の2点につきましては、昨年度、同じ内容で審査をしたものですが、さまざまな都合で1年実施をせずに、同じ内容で新年度、取り組みたいと所管が考えているものですので、こちらについては担当課の出席ではなくて、事務局のほうから説明をした上でご審査をいただきたいと思っております。

おおむね10時から11時45分ぐらいまで、1つの課当たり7分ということで組んでおりますけれども、長い短いが出るとお思いますので、5分から10分ぐらいの間で進めていければ、お昼前に終わるかなという想定でおりますので、よろしく願いいたします。

【出石稔会長】 一応、確認ですけれども、今回の15件は全て予定案件ですね。

【市民協働部・石井聡次長】 そのとおりです。予定案件を3月に審査し、4月から動かすと

いうスケジュールの中で、場合によってはそうではないものがこの審査会に事後的に上がってくることもあるんですけども、今年度については、この15件は全て31年度、新年度4月から市民参加の手法をとる案件になります。

すみません。1つ訂正です。今、予定案件の中で12番の社会福祉課のもの、これは予定ではあるんですけども、新年度より少し前に、3月中に手続が始まるので、ちょっと今の私の31年度からという説明が誤っていました。これは30年度からもう既に手続としては始めていくものになります。ただ、予定ということでは変わりはありません。

それでは、10時ちょうどになりましたので、開会したいと思います。

まず、本日、委員皆様の出席をいただいておりますので、条例施行規則の規定に基づいて、本会議が成立していることをご報告いたします。

それでは、会長、進行をお願いいたします。

【出石稔会長】 おはようございます。それでは、早速、審査会を進めてまいりたいと思います。よろしくをお願いいたします。

では、案件の1番から12番、担当課から説明を受けて、それに対して質疑をするという形で進めてまいります。

【出石稔会長】 では、1番、企画課の案件です。説明をお願いいたします。

【経営企画部・福本修司次長】 おはようございます。企画課の福本と申します。よろしくお願い申し上げます。

【企画課・橋本里美主事】 担当の橋本です。よろしくお願いします。

【経営企画部・福本修司次長】 企画課の案件ですが、まち・ひと・しごと創生総合戦略策定というものです。この策定ですが、位置づけとしては現在、総合戦略がございますので、改定という形になります。計画期間が終わることに伴う改定の手続きです。

調査書をご覧になっていただいたとおりですが、このまち・ひと・しごと創生総合戦略とは何かと言いますと、まち・ひと・しごと創生法という法律がありまして、端的に言ってしまうと、人口減少社会に対する取り組みを、国、都道府県、市町村が一体となって進めていくといった趣旨です。この法律の中で、自治体をはじめ、国もですが、法律の趣旨にのっとり取り組みを進めなければならないといった形で規定されております。その前提の上で、国は総合戦略を定めることとなっております。都道府県及び市町村につきましては、その総合戦略を定めることが努力義務という形になっております。この努力義務ですが、全国的に定めていない自治体

というのは、今現在、千代田区だけということで、ほぼ100%の自治体になっていると思います。

定めるに当たりましては、都道府県は国の戦略を勘案して定める。市町村は都道府県の戦略を勘案して定めるといった形になっていますので、そういった意味では国から都道府県、市町村まで、ある種の一貫性を持った形で戦略が作られていく形になります。そういった前提で手続を進めております。

そういったものですが、まず、市民参加の観点で言いますと、2つ行いますが、1つがパブリックコメント、もう一つが懇話会の取り組みです。懇話会ですが、国のほうであるべき形を示しておりますが、産官学金労言というこの6つのカテゴリーからメンバーを呼んで会議をつくり、意見をもらってくださいというのが国の言っている考え方です。「産」は産業、「官」は役所、「学」は大学等の学識機関。「金」は金融機関、「労」は労働ですね。労働関係の人。「言」はマスコミ関係です。逗子市はここにオリジナルで公募市民を加えていて、7つのカテゴリーからメンバーをお願いして、懇話会を運営しています。懇話会のメンバーにつきましては、別途の資料でお届けしたとおりです。現在、欠員がいますので、5月にまた公募等の手続を行う予定となっています。

懇話会のスケジュールですが、別途資料等に第1回目を8月に開催する、2回目が11月。これは市議会のほうに意見をもらう手続きをしますので、これを12月に行い、その後にパブリックコメントを経て、2月にもう一度会議を開き、戦略の策定につなげるという形で取り組んでいきます。1つ目の市民参加がこれです。

2つ目のパブリックコメントにつきましては、条例の趣旨に基づきまして、12月か1月ごろに1カ月間、30日間の手続きをとるといったことを予定しております。以上です。

【出石稔会長】 では、まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定の市民参加手続につきまして、ご意見等ありましたら、お願いしたいと思います。

【吉原和行委員】 パブリックコメントの実施が12月から1月とおっしゃっていますが、総合戦略の決定が3月なので、もう少し時間的に余裕があったほうがパブリックコメントを反映する戦略を策定するのに、十分に反映できるのではないかと思います。もう少し前倒しで。物理的に難しいのかもしれませんが、ある程度の時間的な余裕があったほうが望ましいのではという感じがしました。

【経営企画部・福本修司次長】 まず、お配りしたスケジュールですが、これ以外により良いスケジュールがあれば、今のご意見を参考に考えてみたいと思いますが、このように組んでいく理由としましては、市議会に12月に諮りまして、これがどうしてもこの期間になってしまう

というのがあります。パブリックコメントはその後に実施したいと。どうしても市議会に出す前にパブリックコメントをやってしまいますと、議会の意見を聞く前に、もうほぼ決まっているのではないかといったことになってしまいますので、こういった順番で組んでいく観点から、12月、1月ごろに行うという形で組んでおります。

【出石稔会長】 どうしても議会の定例会がこの時期なので、ただ、意見として受けていただいて、その中でも少しでも早めるというのは、確かに良いことだと思いますので、その辺はまた検討してください。

【経営企画部・福本修司次長】 はい。ありがとうございます。

【吉原和行委員】 ちょっと些末ですけれども、実施年度が平成表記になっていないんですけども、ほかはほとんど平成表記なので、表記は統一したほうが良いと思います。

【経営企画部・福本修司次長】 わかりました。

【吉原和行委員】 それと、懇話会のメンバーですけれども、公募市民の数とか、公募市民の割合、これは現時点で欠員があるので、こういう表記になるのかもしれませんが、それとも、最初から、現時点ではこうだと書くのか、予定では公募が4人で、全体、20人と書くのか、これは統一した見解があるということですか。

【出石稔会長】 埋まる前提でいったら、本当はきちんとした形で出したほうが良いのでしょうかね、4人の人数で。それが動いている中で欠員になってしまったら、それは減らさなければいけないと。これから公募する前提だから、数字としては埋まった状態の数字で良いのではないかと思いますけれども、事務局、どうですか。

【市民協働部・石井聡次長】 今、会長からもお話があったように、もう既に審査が始まっている場合であれば現実の数字を入れて、足りている、足りていないだと思いますけれども、今回のこの場合であれば、審議が始まる前には何とか推進会議を、公募市民を4名にしてスタートするという話ですので、4名で2割を超えているというスタートが適切かなと思います。すみません、こちらの整理不足でした。

【出石稔会長】 書類はまた整理しておいてください。

それから、元号表記は、やはり全体での統一感は必要でしょうから、平成は終わるけれども、平成32年度と書いて良いわけだから、それも合わせておいたほうが良いですね。

ほかにかがででしょうか。特に手続きとしては、この2つということで妥当だと思いますので、よろしければこの案件は審査は適当としたいと思います。よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【出石稔会長】 ありがとうございます。では、以上といたします。

【経営企画部・福本修司次長】 ありがとうございます。

【出石稔会長】 続いて2番です。防災安全課ですね。お願いします。

【島貫宏防災安全課長】 おはようございます。防災安全課の島貫と申します。よろしくお願
いします。

【防災安全課・杉崎徹主事】 担当の杉崎です。よろしくお願いします。

【島貫宏防災安全課長】 防災安全課からは、津波避難計画の策定ということでお話しさせて
いただきます。

これまでも東日本大震災後、逗子市ではさまざまな津波避難に対する施策を進めてまいりま
した。1つはハザードマップを作成したり、津波避難ビルを指定したりということです。

しかしながら、津波対策の推進に関する法律の中で、当該市町村は、こうした市のさまざま
な施策を計画として公表するように努めなければならない、とございます。ですので、今回、
今までさまざま取り組んできた施策等を計画としてまとめまして、公表していきたいというこ
とです。

そして、全市的な津波対策に対する考え方を取りまとめていく中で、各地区、例えば逗子海
岸の新宿地区ですとか小坪海浜地区ですね、それぞれ、さまざまな独自のテーマ、手段等があ
ると思いますので、これはこの計画の中で、その次のレベルで、地区計画という市民主体で計
画をつくるような内容としていきたいと思っています。現在、平行して、新宿地区でワークシ
ョップ形式で取り組んでいる事例も残っているところでございます。

そのような計画をつくっていく中で、今回、市民参加条例の手続の中では、私ども、安全・
安心に関する懇話会というものを組織立てておりまして、これは防災関係、防犯計画について
ご意見を聞く場としての懇話会です。市民参加につきましてはこの懇話会での意見、それとパ
ブリックコメントを実施した中で計画を詰めていきたいと考えている次第でございます。以上
です。

【出石稔会長】 それでは、こちらにつきまして、ご意見等ありましたら、お願いします。

【吉原和行委員】 懇話会のメンバーで、分類が1項、2項、5項とありますけれども、これ
がよくわからないのですが。市民サイドから言いますと、第1項かなと。あとは第5項も「選
出」と書いてあるので、市民の方かなと思うのですが、この中で久木というのが入っていない
んですね。私、久木なのですが。やはり久木はどちらかという、津波の影響は受けない地区

なんですけれども、津波が来たときに、いつも家にいるわけではないので、久木の人も1人ぐらい入っても良いのではないかなと思ったんですが。

【島貫宏防災安全課長】 第1項の公募市民を募集する際に、たまたま、久木の方の申し込みがなかったということです。それと、第3項につきましては、久木小学校地区の住民自治協議会選出ということで、防災担当の方に代表として出ていただいております。こちらはあくまでも住民自治協議会の代表ということではありますが、久木地区の状況を踏まえた上で意見をいただけたらと考えております。

【吉原和行委員】 そうですか、応募が来ていないんですか。それからもう1つ、これは些末なんですけれども、1番目の総合計画実施における名称というのが空白になっていますが、これは何か理由がありますか。

【島貫宏防災安全課長】 そうですね。総合計画の実施計画にはないです。

【吉原和行委員】 わかりました、ありがとうございます。

【川戸裕佑副会長】 それと関連してなんですけれども、市民参加の対象事項の区分で、これは結構重要なことだと思うので、1番か3番かに該当するのかなと思ったんですけれども。1番の基本方針の策定というところか、3番の市民生活に重大な影響を与える制度なのかなという気がしました。

【出石稔会長】 その辺はどうですか。これは行政側の判断だと思うんですけれども、特に1番には当たらないという考えですか。

【島貫宏防災安全課長】 そうですね。こちらでは私どもとすればそこには当たらず、6番のほうにチェックをした状況です。

【出石稔会長】 計画づくり、計画策定だから3番はないと思うんです。ただ、基本計画、ここでいう市政の基本的な事項を定める計画、基本方針にこの津波避難が当たるかどうか。これは計画期間はどのぐらいなんですか。

【島貫宏防災安全課長】 特に設けておりません。

【出石稔会長】 計画期間がない計画なのですか。

【島貫宏防災安全課長】 はい。今、津波等に関する情報が県から示されている中で計画をつくりまして、そういったものが新しく改定されるのであれば、その都度、内容としては見直していきます。

【出石稔会長】 地域防災計画みたいなものですね。

【島貫宏防災安全課長】 そうですね。

【出石稔会長】 なるほど。事務局、この使い分けはどうしていますか。

【市民協働部・石井聡次長】 ここがいつも迷うところでもありまして、計画が何百本もある中で、危機管理的なものから、紙数枚のようなものもあって、所管の中でもここが、今までは未整理のままきたところがあります。最近、なるべくそこを整理する中で、1は本当にこの書きぶり、総合計画と同等となるような基本的な事項を定めるものが1だろうというふうに整理をしております。

【出石稔会長】 今日は、とりあえず市のほうで判断しているから、これが出てきているので良いと思うんです。ただ、これは気をつけなければいけないのは、6ということは、端的に言えば、そのセクションが必要ないと思ったらやらない、市民参加を行わないということになるんですね。1に当たると、これはやらないといけなくなるんです。このあたりの判断は非常に難しく、牧瀬委員、たしかこれは厚木市だと期間でやっていましたよね。たしか5年。

【牧瀬稔委員】 そうです。

【出石稔会長】 5年以上の計画は逗子でいえば1号に当たるという整理をしているんです、客観的にわかるように。なので、このあたりはむしろ事務局に振ることになると思いますが、ある程度の指標がないと、課の判断でこれはやらないという選択肢になってしまうと、津波避難計画って重要だと思うんですね。だから、当局では判断されて、防災安全課に入れてきたと思うんだけど。

【市民協働部・石井聡次長】 どちらかという、どこかに当てはめていこうというぐらいで、ここに当てはめたということです。

【出石稔会長】 今回はとりあえずこれで、今後の整理を市全体でもらえればと思います。

【市民協働部・石井聡次長】 はい。

【出石稔会長】 皆さん、それでよろしいですか。

【石田晴美委員】 すみません。調査票1の公募市民の数と審議会の全体人数なんですが、先ほどの1と同様に、この欠員2名というのは、ずっと欠員2名でいくのですか。それとも、欠員2名のみまでいくのであれば、審議会の全体人数を18人のほうが良いのかなど。どういうふうに書いたら良いのか。

【出石稔会長】 これは欠員ですか？

【島貫宏防災安全課長】 実は第3項につきましては住民自治協議会選出ということで思っておりまして、まだ逗子小学校地区ができ上がっていない状況で、まず3項のほうは欠員。それで、その3項の欠員分はどうするかというところで5項のほうで、逗子地区というのは実は桜

山、逗子と新宿と3つ地区がありますので、それぞれから出ていただけないかということで呼びかけをしたんですが、どうしても逗子がいらっしやらないという状況がありましたので、こういう状況になっているところです。

【石田晴美委員】 書きぶりをどうするかというのは事務局と調整して、4人で20%にするのか、4人で18%にするのか、そこがよくわからなかったです。

【出石稔会長】 それはあとで調整してもらいましょう。率としては、そちらは問題ないので。

【石田晴美委員】 はい。

【出石稔会長】 その点、また事務局、今後の調整をよろしくお願いします。

【市民協働部・石井聡次長】 はい。

【出石稔会長】 ほか、よろしいでしょうか。では、こちらも内容としては適当をさせていただきたいと思います。

【島貫宏防災安全課長】 ありがとうございます。

【出石稔会長】 ありがとうございます。

【出石稔会長】 では、3件目、障がい福祉課さんですね。

【新倉良枝障がい福祉課長】 おはようございます。障がい福祉課長の新倉と申します。よろしく申し上げます。

【障がい福祉課・佐藤怜主事】 佐藤と申します。よろしく申し上げます。

【出石稔会長】 説明をお願いいたします。

【新倉良枝障がい福祉課長】 それでは、障がい者福祉計画の改定にかかわる市民参加の手続ということで、今回出させていただいております。

障がい者福祉計画につきましては、障害者基本法に基づく障害者福祉計画、それから障害者総合支援法に基づく市町村障害福祉計画、それから児童福祉法に基づく障害児福祉計画、この3つの計画を1つにまとめた計画となっております。

31年度にアンケート、それから32年度に策定の手続きということで、2年計画で策定していくものとなっております。

市民参加の方法といたしましては、懇話会は調査書1の付表を見ていただいたほうがよろしいかと思うんですけれども、31年度6回、32年度6回の合計12回の懇話会を実施する中で策定していく予定としております。31年度はアンケート調査、32年度は策定手続ということで、パブリックコメントにつきましては、策定の手続きの段階で実施させていただきたいと思ってお

りまして、意向調査にあたるアンケートは31年度中にと考えております。31年度、アンケートを実施する中で4回目のところで、懇話会の中で当事者団体からの意見聴取というのも考えております。

【出石稔会長】 では、この件につきまして、またご意見等をお願いいたします。

【吉原和行委員】 この意向調査で実施期間が31年度中と書かれていますけれども、具体的にスケジュールを見ると11月だから、意向調査の実施期間は11月を書いたほうが良いのではないかと思います。

【出石稔会長】 「年度中」というところですね。

【吉原和行委員】 年度中というのはあまりにも漠としているので。

【新倉良枝障がい福祉課長】 わかりました。

【吉原和行委員】 もうスケジュールがあるから、11月というふうにお書きになったほうがよろしいのではないですか。

【新倉良枝障がい福祉課長】 わかりました。

【吉原和行委員】 それから、調査件数3,000というのはどういう、3,000人が適当だという根拠は何ですか。

【新倉良枝障がい福祉課長】 これまでアンケート調査を定期的に行っておりまして、今回で4回目になります。これまでも基本的には障がいのある方を対象にということで、それ以外につきましては、無作為の抽出をした市民の方ということでご協力をいただいております、今までどおりの数字で3,000ということで、障がいの当事者の方が大体2,500名ほど手帳の数ではいらっしやいます。ただ、重複されている方もいらっしやいますので、3,000からそれらの方を除いた残りの部分に無作為抽出の市民の方ということでご協力をいただくような計画をしております。

【吉原和行委員】 全員ということは、少なくとも障がい者の方は全員何らかの意見を聞くということだと思っておりますけれども、全員聞いたほうが良いのですか。これは結構コストと労力がかかるような気がするのです。

【新倉良枝障がい福祉課長】 障がいといいましても、知的障害、身体障害、精神障害とあります。それから、障害者手帳をお持ちでない方もいらっしやいます、その方もサービスを使えるという対象になっておりまして、3つの障がいと言いましても、それぞれ個々に状況があまりにも違うということもございますので、詳細な調査は必要だと考えておりまして、全員を対象として調査をさせていただきたいと。

【吉原和行委員】 単なる前例踏襲じゃなくて、やはりどうしても必要だという考えということですか。

【新倉良枝障がい福祉課長】 そうですね。お子様から高齢の障がいの方まで、状況、それから困っている部分というのもさまざまだと思いますので、詳細に確認していく必要があるかと思ひまして、このような形で対応しております。

【出石稔会長】 ほか、いかがでしょうか。

【石田晴美委員】 すみません。この市民600人程度が15歳以上となっているんですけれども、これは今までもずっと15歳以上なのですか。

【新倉良枝障がい福祉課長】 そうです。

【石田晴美委員】 それは年齢を年代別に区切っていったということによろしいですか。

【新倉良枝障がい福祉課長】 そうですね。無作為ですけれども、偏りがないように調整しております。

【石田晴美委員】 15歳って、ほかではあまり見ないような気がするんですけれども、そうでもないでしょうか。

【新倉良枝障がい福祉課長】 そうですね、18歳以上が多い…。

【石田晴美委員】 なぜ、15歳としているのですか。

【新倉良枝障がい福祉課長】 一般的には18歳であるかもしれないですけれども、障がいについては、学齢期のところからサービスを使っている方もいらっしゃいますし、それから、それを理解していただくことも必要かなということで、年齢を少し下げて対応しております。

【石田晴美委員】 15歳まで下げた理由は、言葉は悪いですがけれども、健常者にも障がいの人たちのことを理解してほしいという意味も含めて抽出対象にしているという理解で良いですか。

【新倉良枝障がい福祉課長】 はい。そうですね。アンケートにご協力いただく市民の方への啓発の意味も…。

【石田晴美委員】 啓発の意味を込めていらっしゃるんですよ。

【新倉良枝障がい福祉課長】 はい。

【石田晴美委員】 せっかく啓発の意味を込めるのであれば、逆に小学校とか中学校とかに行つて、みんなにアンケートをしても良いのではないかなと、教育委員会を巻き込んで。そのほんの少しの1人か2人の啓発では、何か意味があるのかなという気はしました。せっかく15歳まで下げる中に啓発の意味があるのであれば、小中学生とかも入れたらいかがかなと。ただ単なる感想です。

あともう一つ、調査書1の公募市民と審議会の公募市民の割合なんですけれども、今までアドバイザーというのは、教育アドバイザーといっても、会のメンバーで意見を言うのだから、これは会議のメンバーに入れるべきなのではないかというのが今までずっとあったと思うので、これはアドバイザーを入れても15人で、公募市民の割合は20%なんです。なので、そこは調整していただければ。

【新倉良枝障がい福祉課長】 すみません。そこのところは記載を間違えておまして、申し訳ありません。

【出石稔会長】 先ほどの小学校の件、これはもう市の判断でしょうか。場合によっては、少し難しいかもしれないですけども、まだ成長期にある小学生。15歳もそうですけれども、より小学校というのは、まだ発達期だから、なかなか回答が難しい部分もあるのかもしれないですね。それは意見でよろしいですね。

【石田晴美委員】 感想です。

【出石稔会長】 感想ですね。では、よろしいでしょうか。

【川戸裕佑副会長】 ただ、意向調査として、これは書き方が無作為抽出と書いてあるんですが、さきほどおっしゃった2,500件は全員送られていて、残りの件について無作為で抽出されているということなので、それがわかるように書いたほうが良いのかと思いました。これだと本来無作為になってしまうので。

【新倉良枝障がい福祉課長】 申し訳ありません。

【出石稔会長】 もっと障害者がたくさんいるように見えてしまう。

【川戸裕佑副会長】 そうですね。

【出石稔会長】 それは、また後で直してください。

【新倉良枝障がい福祉課長】 はい。

【出石稔会長】 ありがとうございます。では、内容は適当ということでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【出石稔会長】 では、そのようにいたします。指摘があった点は修正しておいてください。

【新倉良枝障がい福祉課長】 はい。

【出石稔会長】 ありがとうございました。

【出石稔会長】 では、4番目、まちづくり景観課です。4、5がまちづくり景観課ですね。

【まちづくり景観課・三澤正大係長】 おはようございます。まちづくり景観課の係長をして

います三澤と申します。よろしく申し上げます。

【出石稔会長】 まず、4番の説明をお願いいたします。

【まちづくり景観課・三澤正大係長】 では、まず1つ目の土地利用に係る条例の改正ということで挙げさせていただきました。これは、今回初めて挙げさせていただいたものですが、逗子市にはまちづくり、いわゆる土地利用にかかわる条例というのが3つございまして、それが逗子市の良好な都市環境をつくる条例、逗子市まちづくり条例、景観条例という3つ条例を有しているわけなんですけど、端的に言うと、これを改正していくということです。

なぜそういうことをするかといいますと、まちづくり条例については、3年に一度程度、見直しをずっとかけているのですが、今回、例えばパブリックコメントを行っています逗子市住環境形成計画、これはずっとこの会にもご報告申し上げてきた内容ですけれども、平成28年から約3年間かけて、総合計画で掲げている、安全で安心な、快適な暮らしを支えるまちの実現のために、逗子市の自然や歴史の中で培われてきた安らぎやくつろぎを感じる、良好な景観や町並みを守り、育みながら…、これは今までずっと行ってきたわけなんですけれども、これからは、人口維持や価値多様化社会に対応した魅力的な住環境を形成することを目的として住環境形成計画を策定しておりまして、今パブリックコメント中で、3月中にこの策定が完了する予定になっております。

こちらを受けて、この3条例についても、住環境形成計画の目的を達成するために中身を改正していくということになりますので、実際、どこをどう変えていくというところは、実はまだ何もなくて、これから検討を進めていくということになります。

改正スケジュールを見ていただくと、来年、31年度、課題の整理から始まって、改正事項の精査をして、条例案を作成していくというのを2年ぐらいかけて行っていくようなイメージを持っています。条例ごとにそれぞれ審議会がございます。まちづくり審議会、景観審議会、最後のものは環境評価審査委員会ですけれども、こちらに諮りながら改正事項を精査していったら、最終的には素案を確定し、説明会、パブリックコメントという形で条例を改正していければと考えております。以上です。

【出石稔会長】 ありがとうございます。では、こちらについてご意見をお願いいたします。

【石田晴美委員】 今のお話ですと、まちづくり審議会と景観審議会と環境評価審査委員会、3ついろいろと絡めて決めていくということですか。

【まちづくり景観課・三澤正大係長】 はい。

【石田晴美委員】 そうすると、調査書1はまちづくり審議会しか出ていないんですけれども、

景観審議会と環境評価審査委員会の名簿はつけていただいているんですよね…。

【まちづくり景観課・三澤正大係長】 はい。

【石田晴美委員】 これは、どこにあたるのでしょうか。

【まちづくり景観課・三澤正大係長】 帳票上、複数入るような帳票になっていなかったものですから、ここには代表としてまちづくり審議会を載せていただいていますので、そのほかも当然行っていきます。

【石田晴美委員】 調書のブランクが1列しかなかったからと。本当は3列あったら全部書いていたということですか。

【まちづくり景観課・三澤正大係長】 そうですね。

【石田晴美委員】 では、どこかに備考で書いておかれたほうが良いということと、そうすると、逗子市の景観審議会は公募市民の割合が50%ですけども、環境評価審査委員会のほうに公募市民が入っていないのは、非常に専門的だから公募はもともと入れないということですか。

【まちづくり景観課・三澤正大係長】 そうです。環境評価審査委員会の扱いが、審議会というよりは審査委員会になっておりますので、学識者、いわゆる有識者で、個別審査をしていくという審査委員会になります。一応、備考のところに「その他2つの審議会については別添資料1に記載した」という項目は書かせていただいております。

【出石稔会長】 様式の問題で、これは直さないとだめですね。というのは、ほかの案件でも複数の審議会がかかわる、審議会と懇話会だったら良いけれども、複数の審議会がかかわるケースがあると思うんです。だから、これもまた、事務局の課題が今日幾つも出てきますが、直してもらおうこととして、これで書類は仕方がないとして、いわゆる2つの審議会が市民参加手続ですね。環境影響のほうは市民参加手続ではないということです。

ほか、いかがでしょう。では、帳票はともかくとして、内容についてはよろしいかと思いません。

1点だけ。これは、少し、内容、手続きとは離れてしまうかもしれませんが、新市長の方針ですか。新しい市長の方針でこれが始まったのでしょうか。それとも、前から。

【まちづくり景観課・三澤正大係長】 これは、そもそも総合計画に住環境形成計画をつくるということが位置づけられているので。

【出石稔会長】 それにかかわって条例も改正すると。

【まちづくり景観課・三澤正大係長】 そうですね。

【出石稔会長】 わかりました。では、適当ということによろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【出石稔会長】 では、そのようにいたします。

【出石稔会長】 続いて、次の5番の案件をお願いいたします。

【まちづくり景観課・三澤正大係長】 続きまして、名称としましては、総合的病院誘致に伴う「逗子市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例」の改正です。こちらは、ご存知のとおり、沼間に総合病院を誘致するという事で公募をかけて、葵会というところに決まり、今、手続を進めているわけなんですけれども、その病院の予定地が第一種低層住居専用地域になっておりますので、これを都市計画の手続きを経て、第一種住居地域に変更しようとしております。変更されますと、土地規制としてはかなり緩和というか、結構幅広く建てられるようになってくるので、周辺の住環境との調和を重視して地区計画を定めて、病院に特化した地区計画という構造で進めています。それに合わせて、現在、アーデンヒル内でも地区計画にかかわる建築物の制限条例というものがございまして、その内容を総合的病院誘致の要素についても加えるという手続が必要になります。

スケジュールを見ていただきますと、今まさしくというか、ずっと都市計画決定事務をやっております、これが今年の8月ぐらいに終わりますので、その後、具体的な条例の改正案を作成して、1月に説明会、2月にパブリックコメント、3月に条例改正、そういったスケジュールとなっております。

【吉原和行委員】 パブリックコメントが2月で条例改正が3月だと、先ほども同じようなことを聞いたんですけれども、あまりにも間が短くて、物理的、時間的に、せっかくのパブリックコメントが条例改正に反映されないのではないですか？時間が短過ぎて。先ほどの別件では、市議会の説明があって、その前にパブリックコメントが来るので、市議会の説明を後にすると、どうしても間が狭くなってしまうという話を聞いたんですけれども、この場合は、市議会の説明はいつごろになるんですか。

【まちづくり景観課・三澤正大係長】 市議会への説明というのは、ここに関しては特にはないです。

【出石稔会長】 条例改正と提案自体が審議ですので…。

【まちづくり景観課・三澤正大係長】 そうですね、すみません。そうなりますと、具体的には、3月議会に条例改正を上程することになります、パブリックコメントの後。

【出石稔会長】 今の質問は大事な質問で、見方によれば、パブリックコメントの意見は聞かないよと言っているようにもとれるんです。少しきつい言い方ですが。つまり、例えば意見が

たくさん出たとすると、出ないかもしれないけれども、出たときに、2月いっぱいパブリックコメントを実施して、3月でもう、下手したら2月提案じゃないですか。本当にきつい言い方かもしれないけれども、担当課のほうでは、パブリックコメントは手続きとして行うだけで、意見としてはもともとあまり聞く耳を持たないというふうに手続きから見えてしまうところがあるんです。なので、やはりもう少し早目にしないとまずいのではないかと私も思いますが。

【吉原和行委員】 形式的過ぎないかという感じが。

【出石稔会長】 どうですか。時間的に難しい理由があれば、説明をいただきたいんですけども。

【まちづくり景観課・三澤正大係長】 全体の改正のスケジュールからすると、前段の住民説明であったり、そういったところで精査されているということで放り込めたケースが多いんですけども、これに関してはぎりぎりで行う必要性も特にないので、そういうご指摘であれば、もう少しパブリックコメントの時期を早めることは可能かと思えます。

【出石稔会長】 それを検討していただくということでもよろしいでしょうか。では、そのように少し前倒しを検討してください。きちんと意見をしんしゃくする時間を条例提案までにとつていただくと。ほか、意見はいかがですか。どうぞ。

【石田晴美委員】 すみません、地理に詳しくなく、逗子市沼間三丁目630番というのは、こちらの市庁舎からは遠いのでしょうか。

【安達健委員】 遠いですね、アーデンヒルですから。

【石田晴美委員】 遠いのに、ここで説明会をするというのはどういうことなのかなど。今まで低層の地域だったところに、総合病院とか大きい、相当高いのが建つわけですね。そうすると、その辺の住民の人に理解を、救急車の音がすごく鳴るとかあるのであれば、やっぱりその辺の地域の方の、もし町内会館とか自治会館とかがあれば、そこでも実施するけれど、もう一回市役所でも開催するというほうが良いのではないかと。多分高齢の方がここに来るまでに、もしかしてバスですか？電車はないですか？

【安達健委員】 送迎バスみたいのがないとだめでしょうね。

【石田晴美委員】 来づらいのであれば、むしろ現地のほうに行った説明会のほうが丁寧で親切かなという感想です。

【出石稔会長】 どうですか、感想というより、大事な意見だと思うんですけども。逆に、キャパの問題、コミセンだと、もし…。

【まちづくり景観課・三澤正大係長】 キャパの問題はないです。逗子市の総合病院の誘致と

というのは、全市民が興味あることで、全市民が使うものであるのです。市役所にしているんですけども、実は今までも病院については結構頻繁に説明会を行っているんです。都市計画に係ること以外についても、使い方ですとか、どんな診療科が入るだとか、そういう話はずっと行っていて、それは実は2カ所でしています。沼間のコミュニティセンターと市役所でやっているということもありますので。ですが逆に言うと、地区計画なので、住環境を守るということに対する条例改正であるので、ご指摘のとおり、逆に地元で実施したほうが良いかという印象は今受けましたので、これは検討させていただきたいと思います。

【安達健委員】 意見とか、そういうことではないんですけども、少し教えてください。総合的病院誘致の話は随分前から出ているのは知っているんですけども、何床ぐらいの総合病院ですか。

【まちづくり景観課・三澤正大係長】 今のところ、公募条件は200床ですけども、葬会のほうでは300床を目指すと言っておりますが、実は今ご存じのように109床しか確保できていないところがあるので、これをどんどん増やしていきたいといったところです。

【安達健委員】 世間一般的に150床ぐらいの病院はばたばた潰れていますね。今の逗子市の環境の中で、もうかるのでしょうか。

【まちづくり景観課・三澤正大係長】 そこはわかりません。

【安達健委員】 細かい意図はありません。素朴な疑問です。あと、もう一つ、何階建ての建物になるかによっては、場所によってはかなり電波障害が起こったりする可能性があると思うので、その辺の話は住民のほうから出る可能性はあります。

【まちづくり景観課・三澤正大係長】 はい。

【出石稔会長】 内容はまたじっくり。

【安達健委員】 内容の話。

【出石稔会長】 それはそれで良いですよ。別に話してもらって良いと思います。手続きとしてはいかがでしょう。

皆さんのところに審査票が行っていると思うんですが、これは個々のコメントなり書いてもらって、おのおの出してもらいんですけども、適当、不適当だけだと不十分で、今の件は担当課のほうも我々の意見を踏まえて変更する方向が出ていますよね。なので、この審査票にもう一つないと。「意見あり」などという欄をつくっていただかないと、適当と不適当と言えないですもんね。適当とは言えないじゃないですか。パブリックコメントの前倒しだとか、説明会を地元でもやったらどうかということに対して検討されるようになったのですら、不適当ではない

ですしね。不適當ではないと思うんです、説明会とパブリックコメントをやると。

だから、事務局のほうになってしまいますが、様式はまた考えてください。

【市民協働部・石井聡次長】 わかりました。

【出石稔会長】 なので、我々審査会としては、一部意見をつけて、適當というんですか、先ほどの2つの点、パブリックコメントの時期の前倒しと、それから説明会を地元でも開催したらどうかという意見をつけて、適當という形に今回はしたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

【川戸裕佑副会長】 すみません。そもそもなんですけれども、これは、なぜ今、審査に上がってきたのでしょうか。総合病院の計画というのはずっと前からあって、今の第一種低層住宅専用地域だと。

【出石稔会長】 これは総合病院の誘致ではなくて、総合病院を建てさせるためには、用途地域を変更して緩くするんですね。緩くしてしまうと、また他の開発が進んではいけないから、そこに制限条例をつくるという土地利用規制をするんです。なので、これは条例改正なんです。

【川戸裕佑副会長】 ただ、前から病院を建てることはわかっているのが、なぜ今、上がってくるのでしょうか。

【出石稔会長】 なので、病院ではなくて、病院に伴って、あの地域の土地利用の計画というか規制が変わるんです。それをかけています。

【石田晴美委員】 やっと具体化が見えてきたということですね。

【出石稔会長】 病院のことではないんですよ。病院を建てさせるために、あの地域のほかの土地利用に影響が出てくるので、それを規制するために今回条例の改正が提案された。だから、病院のよしあし、検討ではないんです、この案件は。

【川戸裕佑副会長】 そうですね。ただ、病院を建てるという話は前々からあったから、そのときにこの審査をしていけば。そのときにしなかったのは何でなのかなと。

【出石稔会長】 それは言えますね、それをセットでやったほうがよかったかもしれない。

【川戸裕佑副会長】 というのは、そういう条件があって葬会が出してきたと思うので、葬会ありきでこの計画が変わったりするのかと勘ぐってしまうと。

【吉原和行委員】 やっぱり無制限に規制を緩くしていると、住環境が変わりますから。

【川戸裕佑副会長】 もともと制約がある中で、遅くなってきている…。

【吉原和行委員】 最初から進めることもないのではないかと思うんです。

【出石稔会長】 ある程度わかると思うんです。今言われたとおり、もともこの計画は、病

院が誘致できなかつたらできないものだから、それがあって、その病院が見えてきた段階で土地利用をある程度、まず用途地域は緩めないといけないわけですね、この病院は。緩めるけれども、ほかに、一住にすると、かなりいろんな土地利用ができてしまう、マンションが建ったりとかね。なので、それを規制するというのが段階的に来たと整理するしかないのではないのでしょうか。そんなにおかしい話ではないと思います。だから、セットでできればよかったのかもしれないけれども、やむを得ないですね。

【市民協働部・石井聡次長】 一言だけ、そのこのところですが、今のご指摘は議会でも非常に言われているところで、そもそも誘致するのであれば、病院が建つ土地をはっきり決めてから、要は建つ条件をつくってから誘致すべきではないかというご指摘だと思います。ただ、現実にはそう進んでいなくて、わりと突貫的に病院誘致を行ったので、その辺の手続きが後手を踏んでいる部分もあるのは事実です。完全に病院が建つという、周辺の合意も全て含めていって今回の誘致が始まったわけではないので、そこを並行してやってきたというところが原因だと思います。

【出石稔会長】 これはしょうがない。そういうことで、先ほどの形でよろしいですか。

(「はい」の声あり)

【出石稔会長】 では、少しスケジュール変更等、検討してください。ありがとうございます。

【まちづくり景観課・三澤正大係長】 ありがとうございます。

【出石稔会長】 続いて、資源循環課です。3件あります。まず、6番の案件から説明をお願いします。

【中村純一資源循環課長】 まず、一般廃棄物処理基本計画の関係です。名称、逗子市一般廃棄物処理基本計画中間見直し計画の計画期間延長についてです。区分としては、市の総合計画その他市政の基本的な事項を定める計画若しくは基本方針の策定又は変更に当たります。主な対象は市民です。次に、事業の概要です。廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項の規定に基づき、長期的、総合的視点に立って計画的に一般廃棄物処理施策を推進するために策定するものです。現計画の計画期間が平成31年度までであることから、平成31年度中に次期の計画の策定に着手する必要がありますが、策定に当たって、今日、もう2つ出ている案件があるんですけども、1つの鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化実施計画というものが反映される必要があります。なので、現状では、広域化実施計画を反映させる状況となってい

ないことから、逗子市の一般廃棄物処理基本計画の期間延長を行うものです。市民参加の方法としては、パブリックコメント、審議会等を考えています。

添付資料は、廃棄物減量等推進審議会委員名簿及びスケジュールについてが載っております。

実施する市民参加の方法を選択した理由として、審議会においては、専門的見地を含めた意見聴取を行うことを目的とし、また、パブリックコメントを実施することによって、できるだけ多くの市民からの意見聴取を図るものとしています。パブリックコメントの周知方法、閲覧場所、実施期間等が2ページ目、このようなことで考えております。以上です。よろしくお願いいたします。

【出石稔会長】 では、ご意見等、お願いいたします。

【吉原和行委員】 自主的に案というのは固まっていて、延長するだけですよね。

【中村純一資源循環課長】 案はこれからまとめていって、1年間延長します。

【吉原和行委員】 既にまとまっているのではないですか。

【中村純一資源循環課長】 まだまとまっていません。

【吉原和行委員】 まとまっていない？

【中村純一資源循環課長】 はい。新年度早々にまとめます。1年間分のごみの数量の数値、今の段階ではその数字がないので、1年間延ばすという形でまとめていきます。

【出石稔会長】 ほか、いかがでしょう。

【安達健委員】 些末なことなんですけれども、それぞれの審議会の委員の名簿の具体的な所属がどなたも書かれていないですね。

【出石稔会長】 これは口頭で事務局にも話したのですが、この名簿は適切ではないのですが、ホームページにはきちんと出ているんです。なので、これはまずいです。この委員会に出す場合の資料は、「学識経験を有する者」としか書いていないわけです。ところが、ホームページには全部出ている。これは、前にこの委員会で指摘しているんです。学識経験と言っても、どういう所属かわからなければ、市民が、学識経験者、こういう人が入っているんだとわからないとこれはまずいという指摘を既にしていまして、直しているんです。直しているのに、これが直っていない。なので、それはきちんとしてください。

【中村純一資源循環課長】 わかりました。

【出石稔会長】 ホームページはきちんとなっていたので。きちんと書いてあります。

【安達健委員】 はい。

【出石稔会長】 ほか、どうでしょうか。よろしければ、適当とさせていただきます。よろし

いですね。

(「はい」の声あり)

【出石稔会長】 では、次の案件をお願いします。

【中村純一資源循環課長】 2件目です。鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化実施計画(仮称)です。区分としては、その他市の執行機関が必要と認める行政活動。主な対象は市民です。

事業概要としては、廃棄物の適正処理を将来にわたって安定的に維持することを目的として、鎌倉市、逗子市及び葉山町の2市1町で共同処理の可能性を検討し、災害時及び緊急時の適正処理の確保や財政負担の軽減と環境負荷の低減につながる共同処理の早期実施に向け、ごみ処理広域化実施計画を策定するものです。市民参加の方法としては、パブリックコメント、審議会、その他、説明会を予定しています。添付資料は先ほどと同じです。実施する市民参加の方法を選択した理由。審議会においては、専門的見地を含めた意見聴取を行うこと。それから、ごみの広域処理については、市民の合意が広く必要であることから、説明会を開催することにより合意形成を図る。さらに、時間帯・場所の制限のないパブリックコメントを実施することによって、できるだけ多くの市民から意見聴取を図るものとしています。

次のページに行きまして、パブリックコメントの周知方法、閲覧場所、実施期間はこちらのとおりです。審議会は、市役所会議室を予定しております。

【吉原和行委員】 先ほどの6の件とこれとの違いがよくわからないのですが、違いは、片方は基本計画で、こちらが実施計画かと思ったんですが、そうでもないのでしょうか。

【中村純一資源循環課長】 違いですね。まず、一番最初に説明した一般廃棄物処理基本計画というのは、逗子市のごみをどのように処理するかというところで、廃棄物処理法6条で、市町村は当該市町村の区域内の一般廃棄物に関する計画を定めなければならないというのが一般廃棄物処理基本計画です。こちらの鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化実施計画というのは、平成9年に、旧厚生省から都道府県宛てに、ごみを広域で処理しなさいという通知が来まして、それに基づいて都道府県が県内市町村を区割りして、市町村宛てにごみ処理の広域化の計画をこのブロックで立ててくださいといったのが始まりです。それを今、本年度もこれを出しているんですけども、2市1町で協議をしている状態のものがこちらです。

【吉原和行委員】 ということは、6の基本計画の中に7の実施計画が入るわけですね、一部。いわゆる基本計画があって実施計画、基本計画に基づくものは6なんですね。実施計画というと、その上に基本計画があるわけでしょう、立て方が違いますけど。

【中村純一資源循環課長】 先ほどの一般廃棄物処理基本計画の下に、一般廃棄物処理実施計

画というのがまたあります。この広域化とは別です。

【吉原和行委員】 広域化基本計画というのはないわけですか。

【中村純一資源循環課長】 基本計画はないです。

【出石稔会長】 中にはそういうのもあれしますけれども。

【石田晴美委員】 今と前の件と関係するかもしれないですが、これは、調査書の対象事項の区分は6なのでしょうか、1ではないですかという疑問と、それから、逗子市だけではなく鎌倉市と葉山町のごみ処理のポイントは実施計画の策定なんだけれど、これは2市1町で、ここだけで完結に策定できないですけど、それはこの調書だとよく読めないのですが、それで問題ないのかなと。

【中村純一資源循環課長】 実はこの案件、今年度も出させていただいでいて、相手があることですので、最終的にまとまらなければ、市民参加の手続きができないということです。

【石田晴美委員】 そうすると、2市1町でまとまった後に、逗子市はこの2市1町の計画をのむとかのまないとか、あるいは、もっとこう変えたほうが良いというのを減量等推進審議会で諮るという意味ですか。

【中村純一資源循環課長】 そうです。素案が固まって。

【石田晴美委員】 その素案は固まりそうなんですか。

【中村純一資源循環課長】 今のところ、まだです。まだ施設配置がきちんと固まっていませるので。

【石田晴美委員】 去年は同じものを出したんですか。

【中村純一資源循環課長】 はい。

【石田晴美委員】 ですから、説明会も、一応開催日は11月が2回になって、開催場所などが何にも書かれていないけれど、これも行われるかどうかわからないのですか。

【中村純一資源循環課長】 未定です。

【出石稔会長】 市単独の計画ではないけれども、大きな影響を及ぼすものだから、おのおの、鎌倉も葉山町も同じなんですね。それでも大体パブリックコメントはどこもやりますから、合意した段階で、同時に市民参加手続や町民参加手続が進むんだと思うんです。なので、厳密に言うと、市単独の政策ではないから、市民参加条例に乗らないという可能性はあるんですが、でも、これはきちんと行ったほうが良いと思いますので、やり方は仕方がないのではないですか。

ただ、私も区分は気になっていて、前はこれでスルーしたのかもしれませんが、私は1では

なくて3かなと思います。これは実施計画なので、やることを決める計画でしょう、期間を定めてどうこうではなくて、3市町でやるということを決めるものでしょう。多分3号が妥当なような気がするんです。市民生活に重大な影響を与える制度の導入になると思うんです。それぐらい大きなものだから、これは委員の皆さんがよろしければ、3に変えたほうが良いかと思えます。まず、担当課のほうで支障はないですか。区分を3号にすることに。

【中村純一資源循環課長】 大丈夫です。

【出石稔会長】 委員の方がよろしければ、これは3にするということで。そういうふうにします。

【川戸裕佑副会長】 私、池子に住んでいるんですけども、2月に何かチラシが説明会の2週間ぐらい前に回覧で回ってきたんですけども、あれとこれは関係していませんか。

【中村純一資源循環課長】 2月のものは、逗子市と葉山町の容器包装プラスチックの処理の事務の委託ということで、葉山町から逗子に受け入れますという説明会でした。これは関係があります。2市1町がどう連携していくかというのがこの中に入ってきますので、既に今行っていることが入ってきます。

【川戸裕佑副会長】 さっきおっしゃったように、すごく関心が高いところで、説明会が直前に知られるということがあると、出たくても出られないという意見が住民自治でよく出ていて、そういったことは、こういう審査のところであらかじめ決められないものかと思ったんです。スケジュールが決まっているのであれば、いついつやるみたいなものを説明会として入れていただけないかと思いました。

【中村純一資源循環課長】 なるほど。これがまだ素案自体、固まっていないので。わかりました。

【川戸裕佑副会長】 前回、2月の件だと、直前にならないとわからないようなものなんですか。

【中村純一資源循環課長】 いや、2月の説明会は1カ月前に出して…。1月入ってから。

【出石稔会長】 これ自体がどうしても、3市町で合意形成を進めながらやるものだから、なかなかここに出すのは難しいとしても、今のご指摘は大事なところなので、今後そういう説明会とかやるときは、なるべく早くするということをここで伝えるのが良いのではないですか。よろしいですか。

【川戸裕佑副会長】 はい。お願いします。

【出石稔会長】 そのほか、いかがでしょうか。どうぞ。

【石田晴美委員】 7の一番最後、8の1枚前に開催等スケジュールがあつて、結局これはみんな絡んでいるよという話で、6、7、8が1つのスケジュールで示されているんですね。

【中村純一資源循環課長】 そうです。

【石田晴美委員】 今のお話を伺っていると、6は確定で、延ばさなければいけないから延ばすんだけど、ごみ広域化と、次の災害廃棄物というのは、完璧に確定ですか。未確定ではないですか、ごみ処理広域化実施計画は…。

【中村純一資源循環課長】 広域化実施計画は、相手のあることなので、このまま、要は素案ができなければ進まないです。

【石田晴美委員】 そうですよ。そうすると、これだけ見ると、全部きっちりみんな同じ日程で進んでいくように見えるんですけども、違うんですよ。日程は、これだけ見ると全部同じに見えるじゃないですか。なので、ガチンとくっついているように見えるんだけど、そうではなくて、実際は、真ん中は確定、こちらは予定、未定、わからず。一番右の災害廃棄物は…。

【中村純一資源循環課長】 市単独ですので、そちらは確定です。

【石田晴美委員】 そうしたら、こちらの表から外したほうが良いのではないかなという気がします。3つが全部並行して、きっちり決まっていくように見えてしまうので。感想です。

【出石稔会長】 理想はこうしたいんですよ、市側が。この3つをきちんと連動してやりたいというのが理想なんでしょう。

【中村純一資源循環課長】 はい。

【出石稔会長】 なんだけど、今の、口頭になってしまうけれども、ごみ広域処理については、流動的であるということは仕方がないと思います。確かに、石田委員がおっしゃるとおり、一緒になってしまうと、このように進めるものだ我々も理解してしまいますから。でも、それはしんしゃくしてあげて、良いのではないですかね。

では、対象区分を6号から3号に変えるということで、内容については、若干これは難しい問題があるけれども、適当ということでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【出石稔会長】 では、そのようにいたします。では、次の災害廃棄物ですね。

【中村純一資源循環課長】 次、災害廃棄物処理計画です。市民参加対象区分は、1、市の総合計画その他市政の基本的な事項を定める計画若しくは基本方針の策定又は変更に当たります。事業の主な対象者は市民です。次に、事業概要です。廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び

同法に基づく廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針の改定に伴いまして、大規模災害により発生した廃棄物処理を迅速かつ適正に行うことにより災害時における市民の健康・安全の確保や速やかな復旧、復興を可能なものとするため、災害廃棄物の計画的かつ適正な処理に関する基本的事項について、逗子市地域防災計画との整合を図りながら策定するものです。市民参加の方法としては、パブリックコメント、審議会等を考えています。添付書類は同じです。実施する市民参加の方法を選択した理由は、まず、審議会においては、専門的見地を含めた意見聴取を行うことを目的とし、また、パブリックコメントを実施することにより、できるだけ多くの市民からの意見聴取を図るものです。次のページに行きまして、周知方法、閲覧場所、実施期間はこのとおりです。以上で説明を終わります。

【出石稔会長】 では、ご意見をお願いいたします。どうぞ。

【川戸裕佑副会長】 災害廃棄物というのは、具体的にどういったものですか。

【中村純一資源循環課長】 災害廃棄物は、例えば地震による廃棄物、それから水害廃棄物、それらのものです。

【川戸裕佑副会長】 市内で発生した廃棄物ということなんですね。

【中村純一資源循環課長】 そうです。

【吉原和行委員】 一方、市外で発生したものを、絆というか、日本全体で引き受けましょうという世の中の流れがありますけれどもけれども、そういうことはここでは議論されないわけですか。あくまでも市で発生したもの。大規模と書いてあるから、市外の災害ごみも考えられるのかと思ったんですけれども。

【中村純一資源循環課長】 まず、逗子市内で出た廃棄物をどう処理するか。

【石田晴美委員】 今まで、6、7、8、すべて同じ審議会、逗子市廃棄物減量等推進審議会なんですけれども、大規模災害が起きたときに、ほとんど全部ごみになってしまうので、それをどういうふうに運んで、どこにまとめてというのが、大規模災害があるところは起きていますよね、車がすごく並んでしまつてと。そういうことになると、それもこの方たち、審議会の委員は良いのですか。むしろ、町内会とか自治会とかの人たちは入らなくても良いのでしょうか、という気がするんですけれども、どうでしょうか。

【出石稔会長】 どうでしょうか、ご所見を。

【吉原和行委員】 自動的にメンバーは同じになっているんですか。

【石田晴美委員】 同じ会がやるとしているから、同じ人たちですよ。

【中村純一資源循環課長】　そうです。

【吉原和行委員】　私もメンバーが変わっても良いような気がしましたけれども。

【石田晴美委員】　大規模災害があると、ものすごく大きな、ほとんどの家が全部ごみになってしまっただけのことです。普通のごみを減量するという話とは全然また別のものなので、利害関係者はこれで良いのかなと思います。むしろ、大規模災害が起こったら、こういうところに持っていくんだよと、町内会の人たちにも一緒に考えてもらって、実際に起こったときに、こういうふうになっているよと言ってもらえるほうが、むしろ市民への周知という意味でも一緒に考えてもらったほうが良いのかという気はしたんですけども。

【吉原和行委員】　やはり6と7と8。6、7は同じ性格だけど、8はちょっと違うと私も思いました。

【出石稔会長】　どうでしょうか。

【中村純一資源循環課長】　まず、取り組まないといけないのが、ごみの発生量の推計をしないといけないんです。どういうごみがどのぐらい来て、それをどうやって、例えば市外に持って行ってそれを資源化したり焼却したりするんですけども、そういった計画なんです。そうすると、市民とは少し違う性格だと私は考えています。

【石田晴美委員】　でも、例えば一遍にはできない、大規模災害ですよ。どこか仮置きするというのは、この計画には関係ない、入っていないのでしょうか。

【中村純一資源循環課長】　あります、仮置き場はありますけれども。

【石田晴美委員】　あるですよ。そうすると、仮置き場に行くのに、今までテレビとかで見ている知識だと、ものすごくたくさんの人たちが並んでしまっただけのことがありますよね。あと、みんながみんな、全部持って行ってしまったら、あっという間に仮置き場が満杯になるから、1戸当たりこのぐらいの制限をつけるのかとか、つけないとか、そういうところは話されないんですか。だから、そういうことに関係があるのであれば、個人的には町内会とか自治会の人も巻き込んだほうがとは思いますが。

【吉原和行委員】　そう思います。仮置き場、どこに置くかということも当然あるわけですね。そうすると、いや困るとか、それは仕方がないねとか、そういう議論は出てくると思うんですけども、それは広い住民の声を聞いたほうがよろしいのではないのでしょうか。専門の方だけではなくてね。やっぱり住んでいる人たちの意見を反映する必要があるのではないのでしょうか。だから、メンバーは同じというのが、かえっておかしいなというイメージなんですけれども。

【安達健委員】　今までのほかの案件とか議論の経過もあるので、今の方は今の方で良いので

はないかと思うんです。プラスアルファで市民団体も、そういった人たちを何人か入れてもらうようにすると、ものすごくわかりやすくなるかと。

【吉原和行委員】 結構、異臭とか出ますもんね。

【出石稔会長】 この審議会なのか、この審議に特別委員みたいに加えられることもあるし、別につくるのもあるだろうし、あるいは、地元説明会というやり方もあるじゃないですか。何らかの形で、今言った、仮置き場は住民、地域の方の意見なんかもあるでしょうから、今、何人かの委員からも出たとおりなので、何かしらはやり方を工夫して、別に固定はしなくて良いと思います。新しい委員会をつくりなさいという意味ではなくて、検討されたいかがでしょうか。よろしいですか。

【中村純一資源循環課長】 はい。

【出石稔会長】 委員もそれでよろしいですか。検討してもらおうと。では、それをつけ加えたいと思います。ほか、いかがでしょうか。

内容的に少し充実させてもらうことになりますけれども、地域の方が検討に加われるような仕組みを考えるということですね。

(「はい」の声あり)

【出石稔会長】 それをつけることでこの計画を進めていくことは適当という形にしたいと思います。ありがとうございました。

【出石稔会長】 では、続いて、保育課です。

【杉山正彦保育課長】 保育課長の杉山でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【出石稔会長】 2件ありますので、1件目の保育の利用調整基準からお願いいたします。

【杉山正彦保育課長】 本件は、保育所の利用調整基準の見直しということで、保育所をお申し込みになった方に、空いている席が決まっているので、どなたをお入れするかということ、ご本人、ご家庭の生活状況を点数化して、点数の高い方から利用していただくという、その基準をつくり直すということが趣旨でございます。本件につきましては、一昨年に一度見直しをして、平成30年4月1日から新たな基準を発表して運用しているところでございますけれども、今年度1年間運営していく中で、さらに課題が出たということで、全体としての微調整を再度行っていただきたいということでございます。手法としては、パブリックコメントと審議会でご意見を伺いたいと考えてございます。パブリックコメントについては、2019年9月3日から10月2日を予定しています。審議会に関しましては、子ども・子育て会議という審議会がご

ございます。条例制定の審議会でございます。学識経験者が2名、公募市民3名、関係団体から5名出てきておりますが、これは子育て関係の団体の代表者ということですので、かなり市民性が高い委員さんという認識でございます。市民参加の方法を選択した理由については、合理的に広く市民意見を聴取し、適切な制度設計を行うためでございます。

【出石稔会長】 では、ご意見等お願いいたします。

【吉原和行委員】 総合計画実施計画における名称という欄が空欄ですが、前回、誰もが心豊かに子育てできるまちというのがあったんですけども。

【杉山正彦保育課長】 大きくくくれば、特に事業立てする位置づけはないので、今回そこは記載しなかったんです。

【吉原和行委員】 記載をした…？

【杉山正彦保育課長】 しなかった、今回しなかったんです。この件は、事業として位置づけがされているということではないもので、記載をしなかったということでございます。

【吉原和行委員】 前回書かれていましたけれども、違うのでしょうか。

【杉山正彦保育課長】 そこは、帳票を作成したときの所管の認識でございますので。

【吉原和行委員】 認識が変わったんですか。

【杉山正彦保育課長】 変わったというか、現実に事業立てがされていないというところをもつて、今回、記載しなかったというところでご理解いただきたいです。

【吉原和行委員】 連続性がないんですね。

【出石稔会長】 それも問題ですね。担当が変わったりすると、あるいは所管が変わると、ここの書き方が違うというのは、保育課さんにとということではなくて、全体の書き方の問題だから、まして前は書いているのであれば、統一感がないですね。

【杉山正彦保育課長】 訂正させていただきます。

【出石稔会長】 入れるべきなのかどうなのか、事務局と調整して、別途判断してください。

【市民協働部・石井聡次長】 はい。申しわけありません。

【吉原和行委員】 基本的にはトップのことだから、普通は書くものなんです。書けるときは書くものでしょう。

【出石稔会長】 それは調整するとして、ほかはいかがでしょうか。どうぞ。

【川戸裕佑副会長】 保育園に入れなかった人たちが影響を受けるところだと思うんですが、それでいうと、上記以外の施設で、例えば産婦人科とか、そういったところに入れられないものではないでしょうか。

【出石稔会長】 パブリックコメントの周知ですか。

【川戸裕佑副会長】 はい。

【出石稔会長】 いかがですか。

【川戸裕佑副会長】 保育園に入っている子どもがいたら、そういうことはわかると思うし、1回入ったらそれを出すということはされないの、これって、新しく入れるかどうかの点数なんですよ。

【杉山正彦保育課長】 そうです。

【川戸裕佑副会長】 となると、それが本当に重要な方々って、ここには載っていないような気がします。

【出石稔会長】 どうでしょう。

【杉山正彦保育課長】 広く市民の方々、市内保育施設で、交流センター、文化プラザホール、コミセン、図書館等、皆さん利用するであろう施設で。

【川戸裕佑副会長】 ただ、子どもを産んで希望というか、こういったことができれば良いなとかいうのが、例えば産婦人科でこういうことをやりますと、あらかじめ生まれるのがわかっていたらコメントもできると思うんです。

【吉原和行委員】 前はパブリックコメント、1人1件しかなかったですよ。もう少し僕はあると思っていたんです、前回の話を聞いたときに。前回は少ないというのはわかっているの、もう少しパブリックコメントの数を増やす、吸い上げる工夫が必要なのではないですか。単に、今までこうやっているからではなくて、新しい工夫が必要かなと思います。

【出石稔会長】 大変良い提案なので、検討してみたらいかがですか。

【杉山正彦保育課長】 はい。

【石田晴美委員】 皆さんと全く同じ意見で、例えば、今回、説明会をもし追加でやってきてくださいと言っても、乳児を連れてくるお母さんたちが行くのはすごく難しいと思うので、保健所で母親教室ってやっていますよね。まず、妊娠しているとき。それから、何か月検診という初期のころ、そういう行事に説明会を隣の部屋でやってあげたりとか。わざわざ来てくださるは、子どもたちを持っているお母さんは無理なので、そういう形で、本当に、点数というのは、実際にするときになってばたばたと調べ始めると思うので、それでは遅いんだよということを行うのであれば、やはりもっと前から、こちらから積極的に伝えていただいたほうが良いかなと思います。新たなというよりは、既存のイベントのところに行けるような、なるべくお母さんたちの負担が少ない形で説明会のようなものを行って、周知していただければと思います。

す。

【吉原和行委員】 そうしないと、形式的にやっているということになってしまいます。

【出石稔会長】 その辺りは、検討の余地はありますか。

【杉山正彦保育課長】 検討の余地があるかないかという意味では、もちろん検討の余地はあるんだろうと思うんですけども、具体的にそれをどう判断するかというのは何とも議論があることかなと。

【出石稔会長】 今の石田委員から出た意見、大事な意見なんですけど、役所の人的、財政的な問題もあるので、審査会としては意見として要望的なものとしたと思います。一方、産科医にパブリックコメントの案内を行うというのは、わりに比較的すぐできることですし、意見として出してもらえ可能性が高いものだから、そういう努力をされたらということですかね。そんな形で良いですか。

【杉山正彦保育課長】 はい。あわせて、もしご意見があればなんですけれども、実際、産婦人科のほうでパブリックコメントを行うという話になると、ポスターを貼って募集していますというご案内でしたら多分連絡しやすいと思うんですけど、実際パブリックコメントを行う場合は、具体的に素案か何から、つづりものでファイルを1冊用意して、これを全部見てくださいねという周知になるというところで、産婦人科さんにそれをお願いするのは、結構ハードルが高いかという気がしています。正式な閲覧場所ということではなくて、広くポスター等の掲示で周知ということで工夫の余地があると認識をしてよろしいかどうかというのは、ご意見としてぜひ伺いたいと思います。

【出石稔会長】 よろしいですね。

【川戸裕佑副会長】 それも良いんですけども、個人的な話なんですけど、私、去年、生まれたんですけども、産婦人科に行く暇なんです。読み物があって、その場で、夫婦で考える時間が結構大事なのかと思ひまして、もしそこで読めて、パブリックコメントを書く動機づけになったら良いなと思います。

【石田晴美委員】 紙と言っても色々あると思うので、ポスターにQRコードとかアドレスとかがあって、今の人はスマホで、QRコードで読み込んで、そこに行ったらいろいろ書いてあるのであれば暇潰しににありますね。

【川戸裕佑副会長】 そうですね。

【石田晴美委員】 ただ見てねではなくて、見て、QRコードとかアドレスとかを入れれば、家に帰っても見られると思いますし、むしろこんな紙を渡されても見る気はしないので。

【杉山正彦保育課長】 市のホームページからはトップページで、パブリックコメントのコーナーもありますから、そこをクリックしていただければすぐ飛ぶようになっていますので、市のホームページのご案内が一番簡便な方法かと思います。

【出石稔会長】 そもそもパブリックコメントはホームページでやっているわけだから。でも、病院でネットって見てはいけないのかな。今は良いんですか。

【吉原和行委員】 ネットは大丈夫ですよ。

【出石稔会長】 そんな工夫をしていただければ良いのではないのでしょうか。

【杉山正彦保育課長】 はい、ありがとうございます。

【出石稔会長】 では、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【出石稔会長】 今、幾つか意見が出ましたので、担当課としても検討してください。

では、続きまして、もう一件。

【杉山正彦保育課長】 放課後児童クラブの利用選考基準の制定でございます。こちらのほうも保育所等と同様の趣旨でございます。保育所を卒業されて小学校に上がった後は、放課後児童クラブというものを小学校区に設置しておりますが、そちらのほうの利用希望が増加している中で、若干小学校区における待機児童が生じてきております。今までは学年で一定程度精査したり、保護者や関係の方と精査をしたりしていたんですが、今後の対応のために明確な基準を設定して、お入れする方の順番をつくるということが趣旨でございます。手法につきましては、基本的には保育所等の利用調整基準の見直しと同様と考えております。

【出石稔会長】 では、ご意見等、お願いいたします。

【石田晴美委員】 これも放課後児童クラブ利用希望者とその保護者なので、パブリックコメントと審議会だけでなく、保護者説明会みたいなものがあつたら良いのかなと個人的には思っています。

【杉山正彦保育課長】 保護者会等は毎年、春と秋に、役員の方々とお会いしまして、保護者会役員の方にお伝えしまして、7月に、春にも1回行い、春の段階で案を示しまして、7月までに各保護者のほうで持ち帰っていただいて、7月に意見集約して、最終案をまとめることとなっていますので、放課後児童クラブさんのほうにここまでは関連する可能性はありますけれども、一応保護者会を通じて全クラブのスキームはもうつくり上げている、そういう状況でございます。

【石田晴美委員】 それでしたら、取り組んでいらっしゃるのであれば、その他にチェックを

入れて、こういうことをやっているよとお書きになられたほうが、丁寧な対応をされていらっしゃるということがほかの方にもわかると思います。

【出石稔会長】 そうですね。一番最後に2つその他がありますから、そこにきちんと入れて書いたら良いと思います。書いてください。

ほか、いかがでしょう。それを加えて、実際には市民参加は3つの方法でとられているという形になると思いますので、これで適当ということではよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【出石稔会長】 では、そのようにいたします。ありがとうございました。

【杉山正彦保育課長】 ありがとうございました。

【出石稔会長】 では、続いて、子育て支援課さんです。

【教育部・高橋佳代次長】 子育て支援課長の高橋です。どうぞよろしくお願ひします。

【出石稔会長】 お願ひします。

【教育部・高橋佳代次長】 すみません、調査書1の記載事項に少し訂正があります。事業概要のところと、下から2段目の実施する市民参加の方法を選択というところの計画期間の年度が、26年度から31年度と記載してあるんですが、実際には27年度から31年度ということになりますので、申しわけありませんが、訂正のほうをよろしくお願ひいたします。

【出石稔会長】 はい。では、どうぞ、説明をお願ひいたします。

【教育部・高橋佳代次長】 総合計画実施計画における名称、誰もが安心して子育てできるまちに位置づけられております、逗子市子ども・子育て支援事業計画の改定についてでございます。先ほど訂正させていただいた計画期間、平成27年度から平成31年度の期間が終了いたしますので、これを改定するに当たり、今回、これの対象ということで審査をお願ひするところでございます。この改定に向けて、現在、ニーズ調査を行っておりまして、その結果をもとに計画の改定を行う予定でございます。実際に市民参加の方法といたしましては、パブリックコメントと、子ども・子育て会議という審議会がございますので、そちらに諮って、別添資料でつけさせていただきましたスケジュールに基づいて実施したいと考えております。よろしくお願ひいたします。

【出石稔会長】 では、またご意見等お願ひいたします。どうぞ。

【川戸裕佑副会長】 審査票の下から2番目のところに、未就学児のいる家庭へニーズ調査と書いてあるのですが、スケジュールのほうでは小学生ニーズ調査と書いてあるので、違いを教

えてください。

【教育部・高橋佳代次長】 12月に未就学児のニーズ調査を行いまして、今、小学生のニーズ調査を行っているところでございます。4月からのスケジュールということで、小学生のニーズ調査の結果が4月に反映するということからのスケジュール表になっております。

【子育て支援課・村上晴美主幹】 未就学児の納品が3月末となっております。

【出石稔会長】 これも市民参加の手続きだから、最初の調査票1の頭の市民参加の方法の意向調査にチェックしておいてください。

【教育部・高橋佳代次長】 はい。

【出石稔会長】 行っていることは、どんどん書いてもらったほうが良いです。しっかりやっているんだから。ほか、いかがでしょうか。

【石田晴美委員】 これは、子ども・子育て支援事業計画と、子どもというのは何歳までが子どもになるのでしょうか。

【子育て支援課・村上晴美主幹】 ゼロ歳から18歳ですが、主にゼロ歳から小学生ぐらいまでというところが、一番子育てにいろいろと大変な…。

【石田晴美委員】 子育て支援は多分小学生までだと思うんですけども、子ども自体への支援になってくると、中学生も十分入ると思うんですけども、今の話だと、未就学児と。未就学児の意向調査をしました、小学生はしました。だから、中学生は実施しないのかな、と。子ども支援になると、小学生もそうだと思うんですけども、中学生とかもいじめとかいろいろいっぱいありますよね。どうして子どもにはやらないのかな、「子ども」ならばというのがあります。

それから、意向調査にチェックをするのであれば、全件なのか抽出なのか、どういう方法でやっているのか。その概要を教えてほしいということと、子どもたちとご家庭の方々にニーズ調査というか、アンケートの調査の協力をお願いしたのであれば、その結果はいつ出すのでしょうか。結果は資料として出して一緒にホームページに出すだけなのか、きちんと行ったので、きちんとそれは別建てで出すのか、その辺も教えていただきたいです。

【出石稔会長】 まず先にニーズ調査の、今の後のほうの質問について、どういう方法をとっているのか、説明を口頭でお願いできますか。

【教育部・高橋佳代次長】 アンケート調査につきましては、未就学児は2,100人です。

【石田晴美委員】 全件。

【教育部・高橋佳代次長】 ほぼ全件です。未就学児の兄弟がいる家庭については、どちらか

をとってということでの1世帯というふうにとっております。小学校につきましては、1年生から4年生まで、市内の公立小学校を全件調査しているという形になります。こちらにつきましては、結果はホームページに載せて、アンケート結果としてホームページ上で掲載する予定でございます。

【出石稔会長】 それを踏まえた策定ということですね。

【教育部・高橋佳代次長】 はい。

【出石稔会長】 では、先のほうの質問の、子ども、要するに中学以上、18歳までについてはいかがでしょうか。法律上は18歳までだから。

【石田晴美委員】 5年と6年生もやっていないですから、小学5年、6年、中学生を含めて。

【教育部・高橋佳代次長】 基本的には、子どもの年齢の捉え方はゼロ歳から18歳までと考えておりますが、子ども・子育て支援制度に関しては、次世代育成支援行動計画等の継続性であったり、国で求められているものということでの計画であったりするところもございまして、基本的には小学生までですね。

【石田晴美委員】 10歳、11歳ですか。

【教育部・高橋佳代次長】 12歳。

【石田晴美委員】 1から4年生だと。

【教育部・高橋佳代次長】 アンケートはとっていないですけども、実際には…。

【子育て支援課・村上晴美主幹】 小学生の調査の内容については、放課後の過ごし方、放課後児童クラブの利用状況やふれあいスクール利用状況といった、そういった放課後の過ごし方が主になっておりますので、6年生になったらどうなんですとか、今後の計画、放課後をどうやって過ごすとか、そういった計画も含めて、希望も含めてとりますので、4年生としております。そして、国のほうでアンケートをとるべきだと言われているのが未就学児だけというのがあります。ですので、本来、小学生にはアンケートをとらなくても良いという形にはなっているんですけども。

【石田晴美委員】 それでは、上乘せしているんですね。

【子育て支援課・村上晴美主幹】 はい。逗子市ではそういう方向性も知りたいということで、小学生の調査も追加しております。

【出石稔会長】 そこは市の政策だから、良いでしょうね。ほか、いかがですか。

【吉原和行委員】 逗子市にとっては、非常に重要な政策だと思うんです。やはり高齢化に対して若い人に入ってきてもらう施策をしなくてはいけないし、若い人は共稼ぎも多いし、そう

いう人たちを助けるということが、若い人に来てもらう優遇措置になると思うんです。

他府県、例えば隣接の市町村とか、全国的にそれで成功している例、市町村が子育てを支援して成功している例というのを審議会の中で検討、お話しされたらより良いかと思うんですけども、逗子市だけではなくて、ある意味、市町村は競争していると思うんです。より手厚い支援をするというのは、逗子市にとっては大事なのではないかと思うんですけども、そのあたりは議論されているんでしょうか。

【教育部・高橋佳代次長】 逗子市の子ども・子育て会議については、他市に比べるとかなり活発に会議を開催していますし、意見もかなり活発な議論をしているところでございます。ですので、その中で、他市の状況というのはいろいろとこういう例もあると…。

【吉原和行委員】 比較されているわけですか。

【教育部・高橋佳代次長】 はい。そういうことも、ものによっては使います。

【出石稔会長】 では、よろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

【出石稔会長】 適当とさせていただきます。ありがとうございました。

【出石稔会長】 続きまして、社会福祉課さん。

【福祉部・廣川忠幸次長】 どうぞよろしく願いいたします。

【出石稔会長】 お願いします。

【社会福祉課・萩原功三郎主任】 今回の逗子市災害弔慰金の支給等に関する条例の規則改正に伴って、パブリックコメントを行うというものです。災害弔慰金というのは、災害救助法が適用された災害に対して行う国の法律、災害弔慰金の支給に関する法律というのがありますが、それが31年の4月から改正になりまして、それに伴って実施主体が市町村になっていますので、国の法律が変わった関係で市の条例も変えるため、今回パブリックコメントをさせていただくということです。

一部、国の法律の中でも、弔慰金の貸し付けに関するルールで、比率を市で決める部分がありまして、その部分に関してパブリックコメントをかけて市民の判断を伺うというのが主な趣旨です。

【出石稔会長】 3月13日に説明会ですね。説明会を行った上でパブリックコメントということですね。

【社会福祉課・萩原功三郎主任】 はい。

【出石稔会長】 ご意見等、お願いいたします。これは法定受託事務ですか？わからないですか？ 何となく法定受託事務っぽいですが。

【福祉部・廣川忠幸次長】 基本的には、国の法律に基づいて行っており、そのように思っておりますが、今回、地方分権一括法、地域の権限を拡大するための改革一括法に基づいて、弔慰金の法律の中で3%と固定されていた率があったのですが、その率が被災地の状況等、市町村から意見が出まして、それぞれの自治体の権限の範囲で率を下げ運用できないかといったところで、今回、法律改正になりまして、その中で、3%以内で条例で定める率ということで、市町村のそれぞれ実情に合わせて構わないということで、今回審査会に諮らせていただきました。

【出石稔会長】 わかりました。比率の見直しですね。いかがでしょうか。よろしいですか。

（「はい」の声あり）

【出石稔会長】 では、これは適当とさせていただきます。ありがとうございました。

【出石稔会長】 では、13番、市民協働課。

【市民協働部・石井聡次長】 最後、市民協働課です。

【市民協働課・坂本瞳係長】 市民協働課です。よろしくお願いいたします。

今回、(仮称)同性パートナーシップ制度の制定ということで審査をお願いしたいと思います。今、全国的に同性パートナーシップ制度を取り入れる自治体が増えてきております。逗子市においても昨年6月に議会に陳情が出されまして、議会の承認はされたところです。県内では、この4月から、横須賀、小田原が本格的にスタートするというので、非常に需要が高まってきているという機運があります。今回、対象区分としましては、3番ということで挙げさせていただきましたが、こちらの制度自体、義務、権利等を設けるものではありませんが、とてもデリケートな内容ということ、あと市民生活に影響を与えるものと考えております。なので、こちらの3番を選ばせていただきまして、市民に広く意見を聞きたいということです。今回、パブリックコメントと懇話会等を予定しております。懇話会というのは、現在、ずし男女共同参画プランというものを総合計画に基づいて策定された個別プランとして持っておりますけれども、こちらのプランの推進会議というのを持っておりまして、こちらの推進会議の中で、同性パートナーシップ制度について、必要か不必要かも含めて検討していきたいと思っております。そちらの結果を受けまして、秋ぐらいにパブリックコメントを予定しております。以上です。

【出石稔会長】 では、ご意見等お願いいたします。どうぞ。

【石田晴美委員】 先ほどのごみと一緒になんですけれども、これは既存のずし男女共同参画プランの推進会議を使うということなんですけれども、同性パートナーシップ制度のことを考えるのに、男女共同参画プラン推進会議で良いのでしょうか。当事者が1人も入っていないので。すごくデリケートなので、LGBTのNPOなどに声をかければ、来てくれると思うので、ここをベースにするにしても、プラス当事者が何人か入っていないと、関係ない人たちだけで話してもだめですし、そこは何か制度をつくっても、それが当事者にとってはつらいことを強いるようなものも困るし、ここはこの会議で良いのか疑問です。あるいは、プラスは絶対、当事者団体の代表者を入れたほうが私は良いと思います。

【出石稔会長】 どうですか。

【市民協働部・石井聡次長】 当事者の方からのご意見をどういう形で聞けるか、できたら、そういう意味では市内の当事者の方が一番良いんですけれども、そういう意味では今のところなかなか難しい部分もあって。

【石田晴美委員】 市内ですと顔が出てしまうので、NPO団体、顔を出している人がいるので、LGBTの。逗子じゃなくても、当事者の団体の人に入ってもらわないと。顔出ししてNPOで意見発信している人はいくらでもいるので、当事者を連れてこないと思います。みんなの前に顔を出したり、名前出したりしたくないというのは普通多いと思うので、当事者にいくら逗子市で呼びかけても来ないと思うので、そこはデリケートなので、当事者の団体、東京都とかでも良いので。当事者たちは多分、声をかければすぐに来てくれる気はします。

【市民協働部・石井聡次長】 そこは県内の団体で事前に話をしてしまして、委員という形かどうかはともかくとして、そこに加わっていただくというのは必須と考えています。

【石田晴美委員】 逆に、委員に入れたほうが私は良いと思います。前も話がありましたけれども、アドバイザーは必ず参加するので、アドバイザーも数に入る、審議全体の人数と、公募の市民も、今、欠が2人いるので、でも3にするから、ここは3にするのか、あとは全体の会議を。NPOの団体を引っ張ってきても、この人たちは外の人ですとあって、多数決はあまりしないと思いますけれども、それはメンバーに入れたほうが私は良いと思います。ご検討いただければ。

【出石稔会長】 そこは検討してもらわないといけないですね。

【市民協働部・石井聡次長】 推進会議の、その部分だけ別の形でというのは、委員ではなく特別委員というのはないんですけれども、特定の課題のときの特定のメンバーという形で広げる

ということは可能だと思いますので、そこは検討いたします。

【出石稔会長】 それでどうですか。何らかの形で当事者団体が参画するようなことは求めたいと、我々の意見としてはそうです。この会議にそのまま入れるまでは、ここで言うことは非常識かと思うので、意見としてはここまでで。

【石田晴美委員】 この会議に入れるというのか、この会議でやるべきなのかもよくわかりません。

【出石稔会長】 そのあたりの方法は検討してもらいけれども、少なくとも当事者団体が検討に加わるということは、意見として出したいと思います。ほか、いかがでしょうか。

私から1点、確認なんですけれども、ずし男女共同参画プラン推進会議というのは、条例設置ではないですね。

【市民協働部・石井聡次長】 条例設置ではないです。

【出石稔会長】 これ、大丈夫ですか。常設だとすると要するに、審議会、附属機関にしなくて平気でしょうか。

【市民協働部・石井聡次長】 懇話会類いの判断にはしています。諮問答申ではないです。

【出石稔会長】 そこまでしておきますが、この位置づけが少し気になります。良いです。では、1点、意見をつけて適当とさせていただきたいと思いますが、よろしいですか。

(「はい」の声あり)

【出石稔会長】 では、以上とします。

【市民協働部・石井聡次長】 ありがとうございました。

【出石稔会長】 では、残り14、15が事務局からの説明ですね。14番。

【市民協働部・石井聡次長】 まず、14番の社会教育課からお願いします。郷土資料館の廃止に伴う逗子市都市公園条例の一部改正です。こちらは、財政対策の中で、郷土資料館については廃止という方針を持っているんですけれども、そこが最終的にこの手続きまで至らず、まだ内部で、これは一番下のところなんですけれども、今後、公園施設の中でどういうふうに利活用していくかということがまだ定まらないので、いまだ条例上は臨時休館のまま来ているということです。その方針が定まった中で、以前にご審議いただいた市民参加の手続きをとっていく予定ということです。説明は以上です。

【出石稔会長】 要するに、とりあえず市長がかかったこともあって、検討を続けているということですね。

【市民協働部・石井聡次長】 はい。1年延ばしたということです。

【出石稔会長】 それはそれでよろしいですか。はい、わかりました。

【川戸裕佑副会長】 この判断はいつされるんですか。

【市民協働部・石井聡次長】 それもまだスケジュールとしては、いつまでというのは未定です。そういう意味では、本来は早く判断をしないと、建物自体、今、風入れだけはしている、木造の非常に古い文化財のような建物で、風を入れないとすぐに朽ちてしまうので、風だけは入れている。ただ、それだけでは利活用にはならないので、本来は早く判断をしないといけないというところはあるんですが、そこが延びてしまっているということです。

【出石稔会長】 政治的な事情もあるので、遅れるのは仕方がないと思うんです。遅らせた上で、しっかりと検討を進めていただくということでよろしいですね。

（「はい」の声あり）

【出石稔会長】 はい。では、15番、お願いします。

【市民協働部・石井聡次長】 こちらも財政対策の中で、図書館の開館時間、休館日を変更して、行政としての方針が決まれば、それに合わせた形で市民参加の上で決めていくというスケジュールになるんですけども、これも31年度については、金額、予算を変えずに、夜間、少しシフトを変更するような形で試行的にやっっていこうということで、検討期間をもう一年延ばすという形なので、市民参加の手続きに入らないというものになります。主には、夜間、今、5時までやっているのを7時まで、どの曜日だけ開けてみようかということをもう一度試して、市民の動きを見ていくというところになります。

そういう意味では、このほかにもコミュニティセンターですとか、あるいは体育館、それから運動施設、そのほか、判断をつけて、昨年11月の議会に提案した施設もあったんですけども、そういったところも軒並み議会からは否決されていて、まだ決まっていない状態が続いているんですけども、新しい市長にかわりまして、さまざま、試行なり、現場を見た上で新市長としては判断して、条例提案していくという方針ですので、図書館についても財政対策をとった、その状況をそのまま条例化して固定化するのではなくて、もう少し判断のための時間を要するというので、これについても延期ということになっています。以上です。

【出石稔会長】 というのですが、何かご質問、ご意見ありますでしょうか。

【吉原和行委員】 前回、子どもの読書活動推進計画で審議したのですが、そのとき、審議会ではなくて懇話会だったんですけども、今回は審議会になっていますが、区分が変わったの

はどういうことでしょうか。

【市民協働部・石井聡次長】 図書館協議会というものは審議会、あつときに子どもの読書活動については、子どもの読書活動だけの懇話会を設けて、その懇話会のあり方が非常に問題だったと記憶しています。今回の図書館そのものの判断は、その1つ上の協議会、これは条例制定の審議会で審議するということになろうかと思ひます。

【出石稔会長】 ほかにはよろしいですか。これは適当というか、引き続きの案件ですね。

【市民協働部・石井聡次長】 そういう意味では、半分ご報告のようなものです。

【吉原和行委員】 そうすると、審議会のメンバーは、前回もう少し増やしたら、公募の比率を上げてもらえませんかというお話をさせていただいたのですが、比率を上げるチャンスなのではないですか。

【市民協働部・石井聡次長】 31年度4月に任期が切れるので、そうではあるとは思ひんですけども、そこがどうというのは、今のところ次の方針は聞けていません。

【吉原和行委員】 ただ前回、かたくなに、一般の人が入っても仕方がないんだということをご説明されてはいたけれど、たしか意見としては比率を見直すということになっていたと思うので、それが全く反映されていないのか、どうなのかというのは知りたひです。前回議論したことがあまり生きていないという感じがしました。

【出石稔会長】 これは前の名簿だから、まさに今の話は事務局に言っても答えられない話だからね。

【市民協働部・石井聡次長】 10月に判断をすると。

【出石稔会長】 我々から意見が出ているということをお伝えてください。それで良いですね。

【市民協働部・石井聡次長】 はい。わかりました。

【川戸裕佑副会長】 あと、意向調査が7月20日から8月10日と、夏休み入ってすぐらしいの絶妙な良いタイミングだと思ひますが、社会人の分も考慮いただきたいと思ひます。私たちは夏休みというよりは日常的に使っているので、その辺を、無作為抽出ですけれども、社会人枠みたいなものとしていただけると嬉しいなと思ひます。

【市民協働部・石井聡次長】 そうですよ。これは、そういう意味では、無作為とはいえ、来館者にとつているので、そもそも今来ている人にしか聞かない。来ている人に聞くという調査になっているんだろうと思ひます。

【出石稔会長】 これも要望として伝えるしかないですね。なるべく年代を広く。アンケート、どういふ世代が来るかということになってしまうのだけだ。

【川戸裕佑副会長】 多いだろうなという気がしたので。

【石田晴美委員】 来た人にしか聞かなくて、無作為抽出と言うのでしょうか。来た人はいくらかでもアンケートにご協力くださいですものなのか。手渡し？無作為抽出？

【川戸裕佑副会長】 手渡しと書いてあるので、多分、本を借りたときとかに渡すのでしょうか。

【出石稔会長】 この趣旨はそうでしょうか。来館した人に、とにかくみんな渡しているのではないのでしょうか。

【市民協働部・石井聡次長】 あるいは、5人刻みで渡すとか、そういう考え方は無作為抽出というのは、来館者でもあろうとは思いますが、そもそもの母集団が来た人という属性なので、幅広く市民の意見を聞くかというところはなかなか難しい。

【出石稔会長】 広くアンケートをとれるようにということだけは担当課に伝えてください。今年から。

【市民協働部・石井聡次長】 はい。わかりました。

【出石稔会長】 では、これはこれでよろしいですね。

(「はい」の声あり)

【出石稔会長】 では、とりあえず以上で、正確に言うと13件の審査が終わりました。

念のため確認します。それぞれ審査票を提出していただくわけですが、私が今メモをした限りでいくと、基本的には全部適当なだけけれども、5番の総合病院の件は、パブリックコメント手続きの前倒しをしたほうが良いということと、説明会を地元でも開催したほうが良いのではないかというのが出ました。それから、7番のごみ処理の広域化については、対象区分を6号から3号に変更する。それから、8番の災害については、地域の方がそれぞれ検討に参加できるような手続きに従事してほしいということでした。それから、9番の保育の関係は、産科医にパブリックコメントの案内を行うなどの対応をしたら良いのではないか。それから、難しいかもしれないけれども、説明会等を検討してほしいということ。それから、13番のパートナーシップについては、当事者団体が検討に参画することが必要ではないか。そのほか、幾つか様式の修正などがありましたので、それはまた事務局で整理していただいて、今挙げた点は特に大きなコメントになると思いますので、答申につける形になろうかと思えます。

そのほか、私の申しあげたことで漏れているところがありますか。

【吉原和行委員】 会長がおっしゃった審査内容で、2択ではなくてもう一つ設けると言う…。

【出石稔会長】 そうですね。

【吉原和行委員】 これは、私も前、指摘したんですけれども、やはりもう一つあって良いと思うんです。そうしないと、後で改善されたかどうかというのがわからないんですね。指摘したことが実際に履行していただいたのかどうかということがわかりにくい。

【出石稔会長】 これだと、適当じゃないと不適當しかないんだよね。なので、これはちょっと工夫しましょう。

【市民協働部・石井聡次長】 はい。

【出石稔会長】 その点も答申に入れましょう。審査ではないけれども、答申に書いたほうが良いと思います。ほか、よろしいでしょうか。では、以上をもちまして、案件も全て整理が終了いたしましたので、一旦事務局にお返しします。

【市民協働部・石井聡次長】 ありがとうございます。まだまだ長く制度としては運用しているつもりではあるんですけれども、書式も含めて非常に不備が多くて申しわけありません。昨年に比べて、件数としては半分ぐらいですけれども、大分時間的には厳しかったのかと思っています。

次回ですけれども、30年度の実施状況をまとめまして、後から、実施したものの審査をしていただくというのを7月ごろに予定しておりますので、また日程調整をいたしましてご通知しますので、よろしく願いいたします。こちらからは以上になります。ありがとうございました。

【出石稔会長】 では、お疲れさまでした。どうもありがとうございました。

— 了 —